

事務連絡
令和4年4月26日

関係県立学校長様

体育保健課長

宿泊を伴う活動における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

学校における感染拡大防止対策については、兵庫県対処方針の改定に伴い、本日付けで通知したところですが、このたび宿泊を伴う活動が原因と思われるクラスターが確認され、臨時休業措置を講じたところです。これらの事案は、今後の教育活動への支障はもとより、部活動の公式大会出場も辞退となるなど多大な影響が生じます。

については、感染再拡大防止対策として、修学旅行、オリエンテーション合宿、部活動の遠征等、宿泊を伴う活動の実施にあたっては、①教職員・児童生徒等の事前の健康状態の把握を徹底し、体調がすぐれない場合の参加見合わせ、②活動中及び宿泊先での感染防止対策の徹底、③感染者が確認された場合の対応など、必要な措置を十分講じるよう改めてお願いします。